

障害福祉サービス事業所の管理者様
障害者支援施設の管理者様
障害児通所支援事業所の管理者様
障害児入所施設の管理者様

届出書類及び留意事項について

新潟市福祉部障がい福祉課長

令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について(通知)

日頃より当市の障がい福祉行政にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、標記については、「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和6年3月26日厚生労働省・子ども家庭庁通知）のとおり、算定を受ける年度ごとに届出をしていただく必要があります。

つきましては、下記のとおり届出書類の提出をお願いいたします。

記

- | | |
|--------|---|
| 1 届出書類 | 別紙のとおり |
| 2 提出期限 | 令和6年4月15日(月)※必着 原則郵送 |
| 3 提出先 | 新潟市福祉部障がい福祉課指定係 〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602-1 |
| 4 注意点 | 電話やメールによる提出書類の到着確認及び収受印を押印した書類の返却対応はいたしません。提出書類が市へ到着したことを確認したい場合は、簡易書留等の配達記録の残る確実な方法で郵送してください。また、提出書類の控えは事業所で保管していただくようお願いいたします。控えを同封されても返却いたしませんので、1部のみご提出ください。返信用封筒も同封しないでください。 |

担当：新潟市福祉部障がい福祉課指定係
電話：025-226-1241（直通）/FAX：025-223-1500
Mail：shogai.wl@city.niigata.lg.jp

1. 届出書類

本加算の算定にあたっては以下の書類の提出が必要となります。

(1) 【令和6年度に処遇改善加算等を取得する事業所】

- ・別紙様式2-1 総括表 福祉・介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書
- ・別紙様式2-2 個票（令和6年4・5月分）
- ・別紙様式2-3 個票（令和6年6月以降分）
- ・別紙様式2-4 個票（年度内の区分変更がある場合に記入）

※ ただし、以下の場合、別紙様式2以外での提出も可能です。

【同一法人内の事業所数が10以下の障がい福祉サービス事業者等】

- ・別紙様式6

【令和6年3月時点で加算を未算定の事業所が、令和6年6月以降、新規に新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合】

- ・別紙様式7

※ 事業の継続を図るために、対象職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合は「別紙様式5 特別な事情に係る届出書」を提出してください。

(2) 令和6年度から新たに処遇改善加算等を取得する場合は、(1)とあわせて以下の書類も提出

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- ・変更届出書

2. その他留意事項

(1) 計画書の基本情報入力シートを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料及び書類を適切に保管し、提出を求められた場合に速やかに提示できるようにしてください。

(2) 令和5年度本加算の算定を受けていても、令和6年度の届出がない場合には引き続き加算の算定を受けることはできません。

(3) 届け出た内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしてください。

(4) 各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々の末日までに、実績報告書を提出してください。実績報告の際に、新加算等の算定額に相当する賃金改善が行われていない場合は、全額返還が発生しますので、ご注意ください。

(実績報告については別途通知いたします)

(5) 加算の届出に関しては、「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和6年3月26日厚生労働省・こども家庭庁通知）を必ず確認し、要件や計算方法等について精査されるようお願いいたします。

(6) 様式や国の通知は、以下の厚生労働省のホームページに掲載していますので、ご活用下さい。

【厚生労働省ホームページ（福祉・介護職員の処遇改善）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashu_kushi/minaoshi/index_00007.html

今後、新潟市のホームページでも掲載予定です。